

年 月 日

島本町長 様

住所又は主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

フリガナ

商号又は名称 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 生

(個人の場合は自署、団体の場合は記名押印又は代表者の自署)

### 要件確認申立書

島本町マスコットキャラクター活用要綱（以下「要綱」という。）第4条に基づき、キャラクターの使用を申請するにあたり、私（当団体）は、要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届け出るとともに、要綱第5号の該当の有無に関して調査が必要となった場合には、島本町が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出するとともに、島本町において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

また、該当することが判明した場合は、要綱第9条に基づき、使用の承認を取り消されることを確認いたしました。

### 記

#### 【要綱第5条第1項各号】

- (1) 法令又は公序良俗に反すると認められるとき。
- (2) 島本町及びキャラクターの信用や品位の失墜に至る恐れがあるとき。
- (3) 特定の政党、思想、宗教などの活動に利用される恐れがあるとき。
- (4) 特定の個人や団体のシンボルマーク又は意匠等として使用される恐れがあるとき。
- (5) 島本町暴力団排除条例（平成26年島本町条例第8号）第2条第1号から第3号までに掲げる者であるとき。
- (6) その他、町長が使用を承認することが適当でないとき。

○島本町暴力団排除条例（抜粋）

平成26年3月31日

条例第8号

改正 平成26年6月30日条例第19号

（目的）

第1条 この条例は、島本町における暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町の責務並びに住民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって住民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達のうち町が発注するものをいう。
- (6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる町の不動産又は物品の売払い又は貸付けをいう。
- (7) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (8) 公の施設 別表に掲げる条例に定める施設をいう。